

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進 (事業調整室・河川室)

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**

令和2年7月 豪雨災害

・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

令和3年7月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行による改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための**避難訓練の報告義務化**

⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、**市町村長による助言・勧告が可能に**



山口県防府市
(ライフケア高砂)

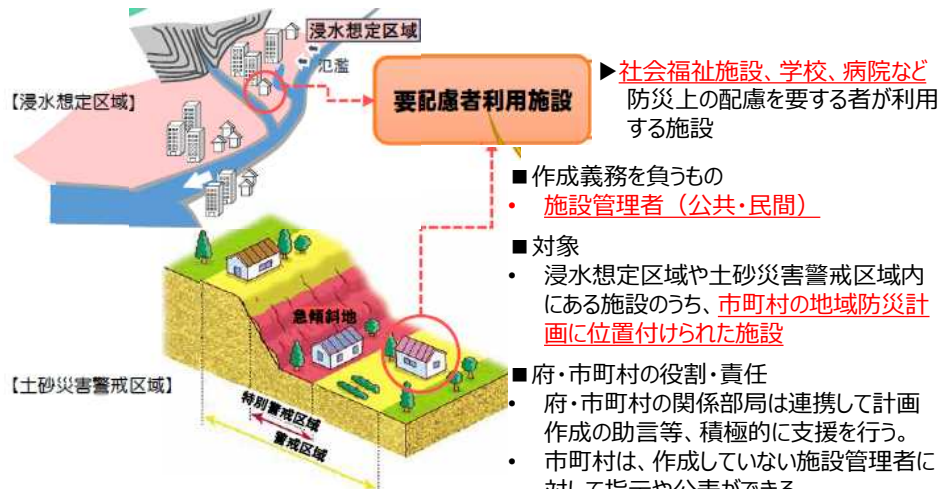


岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村
(千寿園)

2 法令の概要



3 進捗状況

■ 大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和7年3月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	11,757		4,766		408		16,931	
作成・実施済み	11,482	2,857	4,701	429	396	261	16,579	3,539
作成・実施率	98%	24%	99%	9%	97%	64%	98%	21%

※対象施設数は、**令和7年3月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数**

※避難訓練は、**令和6年4月1日～令和7年3月31日までの実施状況**を示す

4 今後の展開

■ 地域防災計画への適切な施設の位置づけ

・地域防災計画への位置付けができていない市町村においては**速やかに位置付け**

■ 避難確保計画作成の推進

・**計画未作成の施設や新たに対象となる施設**に対して**計画作成を促進**

※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■ 避難訓練の実施促進

・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書等の発出**

・施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

《参考》

国土交通省のHP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、**取組みの事例集**や**避難確保に関するeラーニング教材**等、様々な資料を掲載